五　不動産特定共同事業者又は委託特例事業者が対象不動産の売却等を行う場合（対象不動産を売却するときは、利害関係人に対して対象不動産を売却する場合に限る。）において、利害関係を有しない不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者を除く。第四十三条第二項第二号イ及び第三号イにおいて同じ。）による対象不動産の鑑定評価の評価額に相当する額での対象不動産の売却等をするために必要な措置を講じていないと認められる状況

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第四十三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十三号ニ及びホ、第十六号から第十九号まで並びに第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一～十二　（略）

十三　利害関係人との間の不動産特定共同事業に係る重要な取引の有無及び当該取引がある場合には、次の事項

イ　当該利害関係人と不動産特定共同事業者との関係

ロ　当該利害関係人の商号若しくは名称又は氏名及び住所又は所在地

ハ　当該取引の額及び内容

ニ　当該取引が対象不動産の取得又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産とするものである場合には、当該取引の額を妥当と判断する根拠

ホ　当該取引が対象不動産の賃貸借である場合にあっては、当該賃貸借に係る賃料の額を妥当と判断する根拠

十四～十六　（略）

十六の二　対象不動産が宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前のものであるときは、次の事項

イ　当該工事の概要

ロ　当該工事に関し必要とされる法第十八条第一項に規定する許可及び確認並びに令第七条各号に掲げる許可等の処分（第五十条第十号において「開発許可等の処分」という。）の有無並びに当該処分があった場合には、当該処分の概要及び年月日

ハ　当該工事に関する資金計画

ニ　当該工事の着手及び完了の予定時期

ホ　当該工事の完了時における形状、構造その他宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条に規定する事項

十七　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産に関する次の事項

イ～ニ　（略）

（削る）

ホ・ヘ　（略）

ト　宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三第一号から第六号までに掲げる事項（対象不動産が宅地である場合にあっては、同条第一号から第三号の二までに掲げるものに限る。）

チ　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十四～十六　（略）

（新設）

十七　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産に関する次の事項

イ～ニ　（略）

ホ　対象不動産が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条に規定する事項

ヘ・ト　（略）

チ　宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三第一号から第六号までに掲げる事項（対象不動産が宅地である場合にあっては、同条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）

リ　（略）